

## 大津地方裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成24年4月24日(火)午後2時00分から午後4時30分まで

### 2 場所

大津地方裁判所大会議室(本館1階)

### 3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

飯島健太郎, 植田耕司, 海津祐司, 久保壽彦, 柴田寛之, 津田正慎, 平田浩二,  
湯浅浩明

(事務担当者)

森健治, 泉水誠, 新見雅信, 大垣直人, 上馬場靖, 饒波岳人

### 4 議事

#### (1) 地方裁判所委員会委員長の選任について

発言要旨は別紙1のとおり

#### (2) 説明及び意見交換(裁判員裁判について)

発言要旨は別紙2のとおり

#### (3) 次回の開催日程

平成24年9月26日午後2時から午後4時30分まで

(別紙1)

(発言要旨)

(委員長，学識経験者委員，弁護士委員，検察官委員，裁判官委員，事務担当者)

地方裁判所委員会委員長の選任について

委員長の選任についてであるが，本委員会では地裁所長が現メンバーが参加する以前から委員長をされているが，委員長は委員の互選によるようになっており，また，前回多くの委員が交代されていることから，委員長の選任を委員会の冒頭で改めて行うべきではないか。

委員会は委員の交代にかかわらず継続性を有しており，改めて選任するという手続には根拠がない。

委員会の趣旨が裁判所をよくしていくということにあるとすれば，委員長は裁判所以外の委員から選任したほうがよいのではないか。

誰が委員長として適切かという問題は，次回委員長の選任が議題になった際に委員の中で議論いただいたらよいと思う。ただ，委員長については任期が定められていないので，一度選任されれば異動等により委員長が欠けるまで継続するものとして運用している。

任期がないというのは疑問である。ある委員長が3年，4年といった場合に，任期がないということによってその間継続して委員長としての立場が続くというのは違和感を覚える。また，そのような運用であるのであれば，前回の委員会の冒頭でその旨説明していただきたいかった。

この委員会は何かを裁決・議決するという性質のものではないので，所長が招集した会議という意味では，所長が委員長をすることに不審は感じない。

裁判所の主導で意見をしたり懇談をしたりという会議なので，委員会の取りまとめ，議事の進行を所長が委員長として行うのは自然に感じる。互選までは必要ないのではないか。

規則上，委員長は互選することになっているので，互選で選ぶことは当然の前提とした上で，委員に交代があっても一度選ばれた委員長が継続して委員長を務めるのが妥当かという問題である。委員の中には，自ら委員長となることを希望する者があるかもしれないが，少なくとも，委員会の冒頭で，委員長を継続してもよいかどうか委員に確認すべきではないか。

その理屈であれば，一人でも委員が交代すればその都度互選なり確認をしなければならぬのかということになるが，そのような運用はしていない。また，現実には，委員長が選任後，3年，4年と続けるケースはなく，問題は生じにくい。

本来，委員会のメンバーに変更があれば，新たな委員は委員会の構成がどのようになっているのか分からないのであるから，委員長が選任された経緯についての説明があつてしかるべきである。裁判所に対して様々な意見を述べるという委員会の趣旨からもそうあるべきである。

他の議題の進行もあることから，委員長の互選については，必要であれば次回議論したい。

(別紙 2)

(発言要旨)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

裁判員裁判について

(1) 裁判員に対する配慮について

ア 選任手続における配慮

(裁判員候補者に送付する書面について説明)

裁判員の選任の際, 完全な無作為ではなく, 男女比を考慮することはできるのか。

公平を期するため, 無作為抽選で行っている。

無作為ということでは本当によいのか。裁判員の構成が例えば男女比 1 : 5 となると, 事件によっては判断に偏りが生じるのではないかと。構成は男女半々ぐらいがよいのではないかと。

もし, 男女比を同じくしようとすると, 声かけの段階から男女比を考慮せざるを得なくなる。また, 男女比だけでなく, 年齢層は配慮しなくてよいのかということにもなる。機械的に運用すれば, 1 年を通して, また, 全国としてみれば, 人口比, 年齢比に応じてバランスの取れたものとなると考えられる。

質問票を送った後の候補者からの問い合わせにはどのように応じているのか。

第一次的には最高裁判所のコールセンターで受け付けている。個別の事件に関する問い合わせには, 大津地裁の裁判員係で対応している。

裁判員の日当額は, その人の職業などの違いによって異なるのか。

日当については, 選任手続に来る裁判員候補者については 1 日あたり 8 0 0 0 円以内, 実際に選ばれた裁判員・補充裁判員については 1 日あたり 1 万円以内と規則で定められている。具体的な金額は, 選任手続に要した時間や, 裁判員・補充裁判員であれば審理や評議に要した時間によって決められ, 職業の違いなどによって異なるわけではない。

旅費については, 若干安くなることもあるが, 概ね実費相当額が支給される。

裁判員として選任されている期間中の土曜日, 日曜日など, 公判が開かれていないときでも, 裁判員は事件について勉強したり考えたりすることもあると思うが, そのような場合の金銭的なフォローはあるのか。

裁判員には, 職務を行っていただく時間の間だけ事件について考えていただくことを予定しており, 休日についての金銭的なフォローはない。

イ 審理期間中の配慮 (裁判官によるもの)

大津では, 選任手続は大体午前 1 0 時から始まり, 最終的に裁判員を選ぶのは概ね午前 1 1 時 2 0 分頃になる。最後は抽選であり, 裁判員の中には予期せずに選ばれてどきまぎする方もいる。そこで, いかに裁判員にリラックスしてもらうか, 裁判員として参加することについて心を固めてもらうかに配慮している。

まず, 評議室に案内し, 設備や配付資料について一通り説明した後, ご家族や職場の方に連絡する時間を 1 0 分程度設けている。身内の方と話をすると, 大体の方に, 裁判員として参加するという気持ちになっていただけるようである。その後, まだ誰もいな

い法廷に入っただき、雰囲気慣れていただく。その後、裁判官と裁判員との間で昼食を共にして、雑談をしたり裁判官がどういう職業かを説明したりして、垣根を取り除けるよう配慮している。昼食の後、これから審理する事件の説明をしている。

実際審理が始まってからは、それまでに裁判員として参加するという意識は固まっているとはいえ、それでも経験のないことであり緊張しているので、40分から60分程度の間には一度は休憩を設けている。審理の進め方については、冒頭手続や証拠調べなど一連の手続の中で、それぞれの手続の間には、これから行う手続についてどのようなことを行うのか事前に説明して、戸惑うことのないようにしている。

証拠調べでは、遺体の写真などどうしても見ていただく必要が生じることがある。そのような場合は、これからこのような写真を見ていただくということを事前に予告している。また、検察官にも、いたずらに残酷な場面のは出さず、必要最小限のものに限るよう配慮をお願いしている。

また、争いのない事件では、従前、証拠の書類だけで証拠調べを済ませていたが、イメージを持ちにくいということもあり、裁判員裁判では、性犯罪の場合などを除き、できるだけ被害者に法廷で話してもらい、その生の声を聞くというような工夫を行っている。

さらに、裁判員は直接被告人や証人に質問することができるが、多くの方は疑問が出ても、どのように聞いたらよいかわからないとか、このようなことを聞いてもよいのかという不安に駆られるようである。そこで、質問の前に評議室で、裁判員の方々がどのようなことに疑問を持ったか、どのように聞いてみるかの打合せを行っている。また、補充裁判員は法廷では質問できないので、評議室で補充裁判員が疑問に感じたことなどを聞き、法廷で裁判官が代わりに質問するというも行っている。

評議では、自由闊達な意見が出るように、例えば裁判官の意見は先に言わず、裁判員から言っただくというような配慮をしている。また、発言しづらいという方のために、掌大の付箋紙に意見を書いていただいてボードに貼るといったような形で意見を出してもらえるような試みも行っている。

長期の審理が見込まれるなど一定の事件については、選任手続にもう少し時間をかけた方がよい場合もあると思うが、そのような場合には、例えば、選任手続を午後から行うというようなことを裁判所は考えているか。

これまででも、長期の審理を要する場合には、選任手続に1日使い、審理は翌日以降からという運用も行っている。候補者の中には、選任手続の後、仕事などの段取りを付けてから、審理は翌日からしてほしいという意見もある一方、そうすることで審理が一日延びると辞退者が増えるということもある。そこで、審理期間が3、4日見込まれる事件については、審理日数が延びないように選任当日から審理を始めることとし、それ以上の日数を要する事件については、時には選任手続に一日を充てるというようにしている。

今までに、裁判官が気づかなかった点について、裁判員から質問されたということはあるか。

裁判官だけであれば出なかったであろう発想が裁判員から出て、それをきっかけとして議論が深まったことは何度もあった。自らの経験からするとこうではないか、という

ような意見も出たことがあった。

これまで大津では裁判員事件が38件あったということだが、有罪か無罪か判断するのが難しい事例はどのくらいあったか。

私が大津で裁判員事件を担当することになってからは、自ら犯行を認めている事件がかなりの部分を占めている。しかし、それ以前には、被告人が犯人であることを争い、審理と評議に約1か月かかった事件もある。この事件が大津では最も時間がかかり、また裁判そのものも最も難しかったと理解している。

重大事件が係属し、残虐な写真などを証拠として裁判員にも見せなければならぬというときに、裁判員が写真を見て気分が悪くなる、あるいは卒倒するような事態に対する対策を裁判所は検討しているか。

事件により個別に検討することになるかと思うが、家庭裁判所には看護師等がいるので、緊急の場合はまず看護師が対応するということになるかと思う。

配布されたアンケートデータで、裁判が分かりやすかったと答えた割合が低くなっているが、これはどのように理解したらよいか。

いくつか要因はあると思うが、1つは、平成21年の制度開始当初は、比較的分かりやすい事件が多く、それ以後、内容の難しい事件が増えてきたことがあると思う。また1つとしては、裁判員の方に書面審理に慣れていない方が多いということも、分かりにくいという意見が出る一因ではないか。これを改善するため、できるだけ証人を法廷に呼んで直接口頭で証言してもらい、裁判員が疑問点を直接質問するというような形の工夫を試みている。

#### ウ 審理期間中の配慮（その他）及び公判終了後の配慮

（審理期間中に裁判員が事件関係者や一般人との接触を避けるための工夫、裁判員の安全確保、登庁時の本人確認方法及び審理期間中・事件終了後における裁判員のメンタルヘルスケアのための配慮について説明）

裁判員自身が被害にあったというケースはあったか。

大津ではそのようなケースはない。他の裁判所については全て把握しているわけではないが、私は聞いたことがない。

裁判員に身の危険があるときは、裁判員裁判を選択しないということもできるが、大津でそのような事件はあったか。

小倉で暴力団関係の事件について1件あったと聞いているが、大津ではそのような事件はない。

質問票への回答をインターネットでできるようにするというような計画はないか。また、裁判員裁判事件で保護観察が付くケースが多いと聞くが、それはどのような理由からか。

回答をインターネットでできるようにすることが検討されているとは聞いていない。

報道で接した範囲であるが、裁判員が被告人の更生に関心があり、保護観察を付ける方向になりやすいのではないかという話を聞いたことがある。

一審で無罪、二審で有罪となった事件について、最高裁が一審の判断を尊重すべきで

あるとしたケースがあったが、一審が重要ということはわかるが、今後ますます一審での誤審が許されないということになり、ある意味三審制と矛盾することがあるのではないか。

一審は証人を調べたりするが、二審は書面審理であり、三審である最高裁は法律的な判断を行うというように役割の違いがあり、一審を尊重しなければならない、誤審が許されないということは、裁判員裁判が始まる以前から異なるところではない。

裁判員裁判の判決で、求刑を上回る刑が科される場合がかなりある。従来の職業裁判官、検察官であれば、このような事件であればこの程度の刑という相場のようなものがあつたのではないかと思うが、裁判員が加わることにより厳しくなっているのではないか。

また、裁判員制度が始まる際、私は、裁判員は死刑判決を出すのを戸惑い、なかなか出ないのではないかと思っていたが、実際は多くの死刑判決が出ている。今後、残虐な事件が増えれば、ますます死刑判決も増えるのではないか。

裁判員が加わることにより厳しくなっているのではないかという点については、例えば殺人事件の例では、これまでなら実刑判決になるとされる事例で執行猶予が付けられる場合もあり、一概には言えないと思う。

死刑判決については、その事件が裁判員裁判で審理したから死刑となったのか、あるいは、裁判員が加わらない形の裁判でも死刑になったであろうかが不明なので、何とも言えない。

評議の中などで、裁判員から被害者の生の声を聞きたいという話が出ることはあるのか。

しばしばある。大きな争いではないが言い分が違うような場合に、被害者の調書のみでは実際どうであったのかイメージがつかみにくいので直接聞きたいと言われることがある。

被害者に法廷で証言してもらうことについて検察官としてはどう考えるか。

検察官としては、法廷で証言することについての被害者の意向や弁護士の意見、被害者の処罰感情の強さから感情的になり、事実を語れないのではないかとといった諸事情を総合的に検討して適切な立証方法を選ぶことになり、一概には言えない。

被害者から直接聞きたいという裁判員の意見が強ければ考えていきたいということによいか。

裁判員の意見が強いから立証方法として考えるということにはならないと思う。

## (2) 広報のあり方について

(裁判員制度広報の現状について説明)

一般的な裁判員制度の周知については、ある程度周知されたので現在はあまり広報活動として行っていないが、今後、裁判員裁判について、どのような広報をどのように行ったらよいか、御意見があればお聞きしたい。

裁判員制度が始まっているということは既に皆知っており、制度の内容を理解してもらうには、裁判員裁判の数をこなしていくほかはないのではないか。数をこなしていけば自分の身近に裁判員経験者も増え、理解が深まるのではないか。現段階では、チラシ等

を配布するような形の広報は止めてもよいのではないかと感じている。

裁判員制度は、今まで専門家に任せていた裁判に、様々な者が様々な立場で参加し、何が正しく何が間違っているのか等を考える機会となるすばらしい制度であると思う。考える人が増えれば、よい社会を築くにはどうしたらよいかを考える人が増えることにもなると思う。

裁判員制度は、国民一般に浸透してきているので、もう少し裁判所の負担を軽減する方法を考えてもよいのではないか。

裁判員の人数を6人としたのはどのような経緯か。

もう少し多い方がよいとか、もう少し少なくてもよい、あるいは、裁判官と同じ数でよいなど様々な意見があったが、最終的に政党間の調整で6人になったと聞いている。